

産廃処理委託に新様式

三友プラント サービス 契約約款 HP で提供

【相模原】三友プラントサービス（相模原市緑区、小松和史社長、042・773・143）は、産業廃棄物の処分を委託する際の契約書作成について新様式を採用する。契約書の



一部を約款化し、ホームページで提供するもので、産業廃棄物初という。コンプラ
産業物の焼却処理を行う第一工場（相模原市緑区）
イアンスの徹底と契約書作成作業の負担軽減につなげる。
産業廃棄物の処理委託は全ての取引で「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（廃掃法）に沿って契約書を交わすことが求められている。新様式は契約書本体に記載する処理委託廃棄物の種類、数量、金額など個別の取引条件の記載はこれまで通り書面契約としな

がら、全ての顧客に共通する契約内容は約款化しホームページで提供する。許可証など処理する事業所ごとに添付すべき書類も同様とした。

これにより「1契約あたり数十枚になる」ともある」（同社担当者）という契約書の印刷やつづり作業を簡素化する。また関連法令が変更する際はホームページ上で追加・変更すること、常に最新の状態を契約内容に反映できるとしコンプライアンスを徹底できるという。グループ会社

の早来工営（川崎市川崎区）も4月下旬から運用を開始する。

同社の新様式を監修した芝田総合法律事務所（東京都中央区）の芝田麻里弁護士は「当該契約書は電子契約を促進する『e文書法』の対象。環境省中央審議会の廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）にある、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けた電子化の推進にもかなう様式と考える。廃掃法との適合性については環境省などに確認済み」としている。